

徳島市推進工事請負業者選定基準

(目 的)

第1条 この基準は、徳島市が発注する推進工事の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という）に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について定め、もって推進工事の円滑な施工と適正な施工管理の確保を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この基準における推進工事とは、仮設としての立坑を設置し、坑内において管本体又は仮管（さや管）を入力または掘削機械等を用いながらジャッキ等（牽引機をふくむ）で推進もしくは牽引して管を地中の所定の位置に設置する工法（シールド工法及びセミ・シールド工法を除く。）によって施行される工事を総称するものである。

(競争入札に参加できる者の資格)

第3条 競争入札に参加できる者は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和61年徳島市告示第121号）第5条の規定により区分された土木一式工事の格付等級が特A級、A級又はB級の資格を有する者のうち、次の各号に掲げる事項を徳島市上下水道局が審査して決定したものを適用する。

(1) 次に掲げる日の直前3ヵ年間の事業年度における推進工事について算出した年間平均完成高

ア 次条第1項による申請の場合 同項に定める提出期限の属する年の1月15日

イ 次条第2項による申請の場合 同項に定める申請書の提出日

ウ 第6条の2第1項による資格の再審査の場合 同項に定める日の属する年の1月15日

(2) 推進工事の専門的な技術管理面の技術者として推進工事技士資格を取得している技術者の数

(3) 推進工事の技術者として指導監督的立場での実務経験を2年以上有する者で、次の資格を取得しているものの数

ア 測量士

イ 一級土木施工管理技士

ウ 第2種下水道技術検定合格

(4) 労働安全衛生法に定められた作業主任者及びその他の法令に定められた有資格者の数

2 徳島市が発注する推進工事の一般競争入札に参加できる者は、前項に規定する競争入札に参加できる者の資格を有する者であって、建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準第5条第1項第1号及び同基準第7条第6号の規定によるものとする。

3 徳島市が発注する推進工事の指名競争入札については、建設工事の指名競争入札に係る指名業者選定運用基準第2の(2)及び第3の規定は適用しない。

(申請書の提出の時期)

第4条 資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平成25年を最初の年とする隔年ごとの1月15日から10日間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)に申請書を提出するものとする。

2 申請者は、前項の提出期間内に申請書を提出できない場合は、前項の規定にかかわらず、徳島市上下水道事業管理者が定める期間内において、随時に申請書を提出することができる。

(資格の取消し)

第5条 競争入札の参加資格を有するものが、次の各号の一に該当するに至った場合においては当該資格を取り消しその事実が起こった後2年間は競争入札に参加させないことがある。

- (1) 第3条の資格審査事項で事実と反するものがある場合
- (2) 工事の施工に当たって遵守しなければならない法令等の違反がある場合
- (3) その他の推進工事請負業者として不適当なことがあった場合

(資格の有効期間)

第6条 資格の有効期間は、平成25年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日から2年間とする。

2 第4条第2項の規定により申請書を提出し、審査を受けた資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、前項の期間の残存期間とする。

(資格の再審査)

第6条の2 市長は、徳島市上下水道局が令和4年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日(以下「再審査基準日」という。)において、現に資格を有する者に対し、第3条第1項に定める基準により再審査を行い、再審査の結果、再審査基準日以降の資格を取り消した場合は、徳島市に対する資格も取り消すものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、徳島市上下水道局が行った再審査の結果を適用しないことがある。

2 市長は、前項の規定による再審査を行う場合は、現に資格を有する者に対し、市長が別に定める期間内において、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(標準発注金額)

第7条 推進工事の等級別標準発注金額は、別表のとおりとする。ただし、土木一式工事の等級にかかわらず徳島市推進工事請負業者選定細則第2に規定する特例業者は4,000万円未満とする。

(定めのない事項)

第8条 本基準に定めのない事項、その他本基準の目的を達成するために必要となる事項は、そのつど市長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、昭和62年7月10日から施行する。

(暫定措置)

- 2 この基準の施行日前において指名競争入札に参加している請負業者は、第6条に定める最初の2年間については第3条に定める資格を有するものとする。

附 則

この基準は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年6月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年6月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年12月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年6月1日から施行する。

別 表

土木一式工事の等級	標準発注金額
特A	4,000万円以上
A	2,000万円以上 6,000万円未満
B	4,000万円未満